

令和8年度司書教諭等スキルアップセミナー

三ライオン図書館
NAGASAKI PREF. & OMURA CITY LIBRARY

学校図書館における 著作権について

.....

長崎県立長崎図書館



本研修のねらい

- 著作権とは何かについて理解すること

- 学校図書館における著作権の注意点について理解すること



本研修の流れ

1 著作権とは何か

2 学校図書館における著作権について

3 まとめ

著作権とは何か？

著作権 = 著作者の権利

- ・著作権者が自ら著作物を利用することができる権利
- +
- ・著作権者が他人に著作物を無断で利用されない権利

著作権とは何か？

・「公衆に無断で〇〇されない権利」

※公衆＝特定多数または不特定者

コピー、展示、貸出、演奏、
上映、翻訳、利用 …

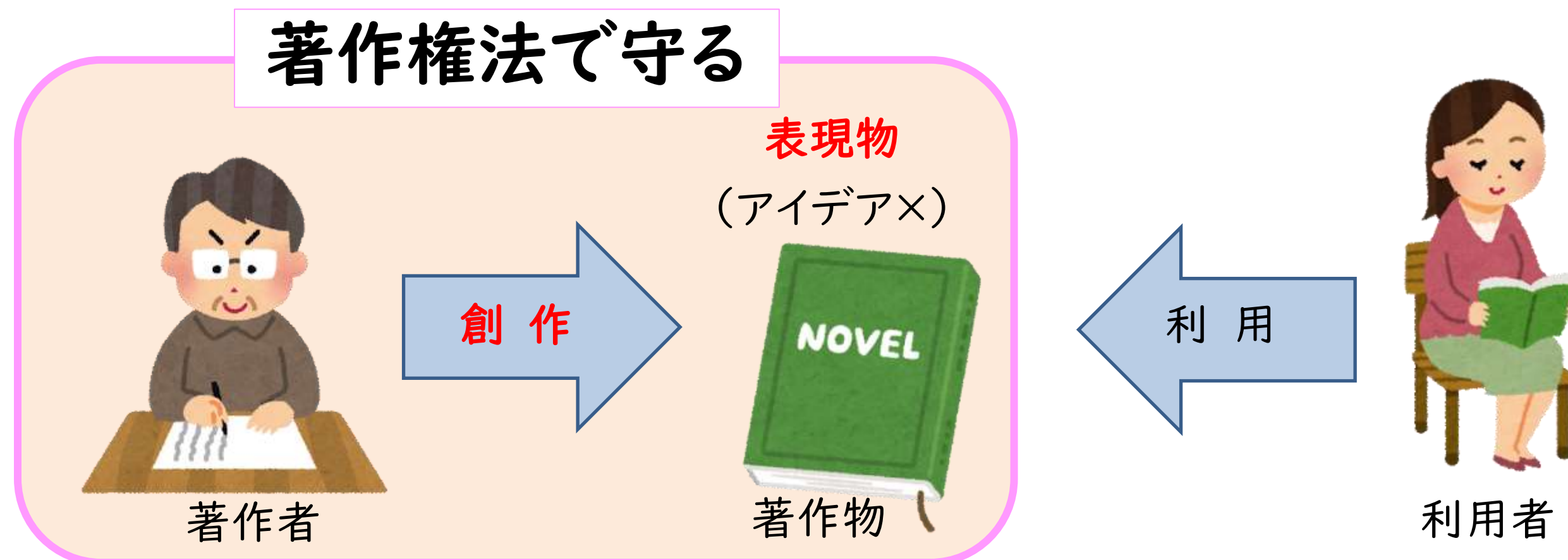
無断で使われない状態
＝「保護を受けている状態」

著作権とは何か？

・知的財産権の1つ

〈目的〉

著作者等の権利の保護を図り、**文化の発展**に寄与すること。



■ 著作権とは何か？

「著作権」の保護期間

- ・「創作した時点」で自動的に著作権が発生
- ・保護期間 原則：著作者の「生存している期間」
＋
著作者の「死後70年間」

例外：無名、変名、団体名義、映画の著作物は
「公表後70年間」

著作権とは何か？

著作権侵害の場合

10年以下の拘禁刑 又は
1000万円以下の罰金
あるいはその両方が科せられる。

著作権とは何か？

著作物を利用するためには

- ①保護期間満了 → 利用可（許諾不要）
- ②許諾を得る → 著作権者から直接利用許諾を受ける ※料金発生
- ③文化庁長官の裁定を受ける
- ④特別の場合 → 利用可（許諾不要） ※権利制限規定

著作権とは何か？

著作物を利用するためには

④特別の場合 → 許諾なしに利用可

(i) 私的利用(家庭内、利益発生×)

(ii) 教育機関(非営利、授業中)

(iii) 障害者のための利用(朗読、拡大複製など)

(iv) 図書館等における複製

本研修の流れ

1 著作権とは何か

2 学校図書館における著作権について

3 まとめ

■ 2 学校図書館における著作権について

学校図書館における複製

学校その他の教育機関における複製等

→ 著作権法第35条



■ 2 学校図書館における著作権について

学校図書館における複製

第35条第1項の趣旨：

学校その他の教育機関において教師や児童生徒等が、授業の過程で使用するために必要と認められる範囲で他人の著作物等を複製、公衆送信、公に伝達することができる。

■ 2 学校図書館における著作権について

学校図書館における複製

【要件】

- (1) 営利を目的としない教育機関であること
- (2) 教員等や児童生徒等自身が複製、公衆送信、公に伝達すること
- (3) 授業のためにその著作物を使用すること
- (4) 必要な限度内の使用であること
- (5) すでに公表されている著作物であること
- (6) 著作権者の利益を不当に害しないこと
- (7) 慣行があるときは「出所の明示」を行うこと

■ 2 学校図書館における著作権について

①学校の授業で本のコピーを使いたい。使ってよいのか。

【○】



授業を担当する学級担任等やその授業を受けている児童生徒等自身が本のコピーを使うことは可。
ただし、必要なページ・授業を受ける人数分のみ。
授業参観や研究授業の参観者への使用も可。

■ 2 学校図書館における著作権について

②学校の運動会で、旗やプラカードに漫画のキャラクターを描くことは可能か。

【○】



運動会は、教育課程にのっとった授業であるため。

ただし、終了後長期にわたり廊下に貼り出したり、違う

用途に利用することは「授業の過程」に該当しない。

2 学校図書館における著作権について

③修学旅行のしおりに旅行案内書や地図等のコピーを掲載してよいか。

【○】

修学旅行は学校の授業であるため、無許諾で掲載可。
ホームページに載っている文章や写真も利用できるが、
責任の所在が明確で信頼できるか見極めることが必要。

インターネットの無料地図サービス「Open Street Map」

<https://openstreetmap.jp/>



2 学校図書館における著作権について

④校内の職員研修のために、資料のコピーを自由にしてもよいのか。

【×】（許諾を得ることが必要。）



「授業の過程」における利用の時のみ可能。

→学校内の活動全てが対象ではない。

■ 2 学校図書館における著作権について

⑤学校図書館の動物図鑑の付録にDVDがある。図鑑を借りてDVDを家で見ることはできるか。

【×】



DVDのような映画の著作物だけは無料でも貸出不可（著作権法38条第4項）
館内での視聴は可能。

2 学校図書館における著作権について

⑥ボランティアが学校図書館で絵本の読み聞かせをする際、絵本を大きくして複製したり、大型紙芝居にしたりたりして上演してもよいのか。

【×】 許諾を得ることが必要。

大型紙芝居に表現方法を変える→翻案にあたる(許諾が必要)

ボランティアの活動→授業ではない

同一性保持権の問題

日本児童文芸家協会「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

<https://jidoubungei.jp/cn9/guideline.html>

■ 2 学校図書館における著作権について

⑦本の表紙を写真に撮って、図書館だよりに掲載したい。許諾は必要か。

【○】原則として許諾が必要

図書館だよりは通常の授業の過程で作成するものではないため、著作権法第35条の適用外。

ただし、次の場合は無許諾で掲載可

■ 2 学校図書館における著作権について

無許諾で掲載可の場合



・児童書→表紙をそのまま使用する場合は慣行
上無許諾で使用可。作品名・著作者名・出版社
名を必ず一体表記すること。

（「児童書出版者・著作者懇談会」の手引きより）

■ 2 学校図書館における著作権について

無許諾で掲載可の場合

・児童書以外→図書の貸出の周知のためなら

HPにアップすることも含めて可

(著作権法第47条の2)

※要件を満たすこと



■ 2 学校図書館における著作権について

無許諾で掲載可の場合（児童書以外）

以下の要件を満たすこと

- ・自館の所蔵する図書の表紙を直接複製する。
- ・紙の図書館日より 複製する大きさが50cm²以下
- ・デジタルの図書館日より

プロテクション有 90000画素以下

プロテクション無 32400画素以下

複数の出版社で作る「版元ドットコム」 <https://www.hanmoto.com>

掲載されている書影を無許諾で自由に使用可

2 学校図書館における著作権について

⑧児童が作成した調べ学習のまとめのリーフレットを、来年度の学習の参考として学校図書館で保存したい。可能か。

【×】（許諾を得ることが必要。）

自らの記録として保存しておくための、教員等または履修者等による複製は、「授業の過程」での行為。（改正著作権法第35条運用指針）→学校図書館は適用外

本研修の流れ

1 著作権とは何か

.....

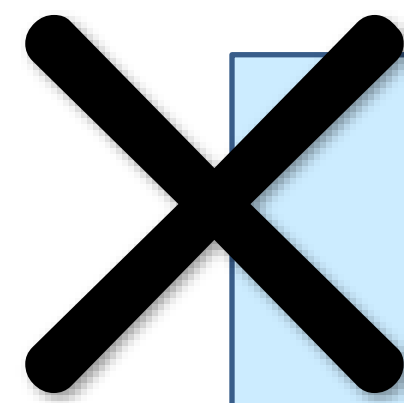
2 学校図書館における著作権について

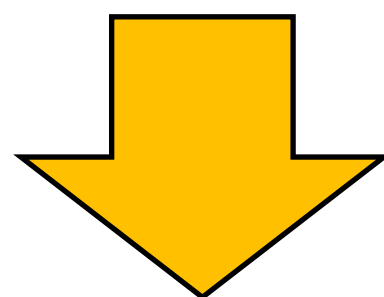
.....

3 まとめ

.....

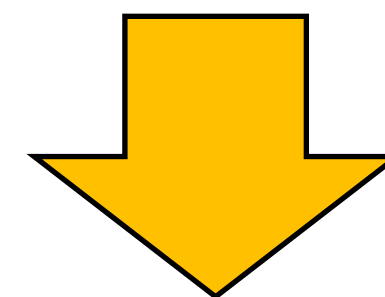
3 まとめ

 著作権に
ついての
誤った理解

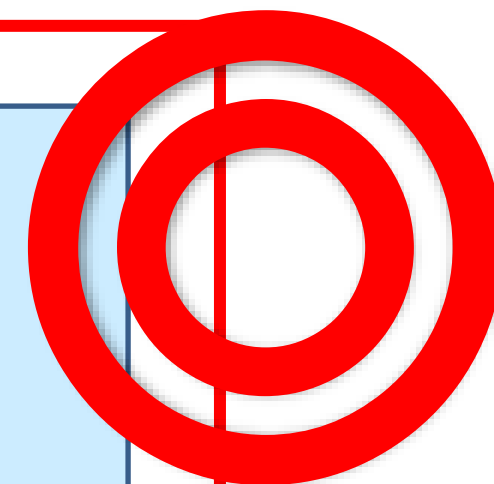


教員や児童生徒
に罪を負わせる

著作権に
ついての
正しい理解



教員や児童
生徒を守る



日々、多忙な毎日ですが・・・

著作権について

アップデート

していきましょう！！



ご清聴いただき
ありがとうございました。

Thank you 

〈参考文献〉

- ・『どっちを選ぶ？クイズで学ぶ！著作権サバイバル2 学校はだいじょうぶ!?』
宮武 久佳／監修 日本図書センター 2026.1
- ・『人の作品を使いたいときは何をする？著作権のトリセツ③自由に使えるとき』
上沼 紫野／監修 汐文社 2025.3
- ・『みんなで学ぼう学校教育と著作権～著作権の基本から指導まで～増補改訂版』 森田 盛行／著
全国学校図書館協議会 2024.7
- ・『学校で知っておきたい著作権 2 改訂新版 運動会の旗に漫画キャラを描いてもいいの?』
小寺 信良／著 汐文社 2022.1
- ・『学校で知っておきたい著作権 1 改訂新版 本の一部をコピーして授業で配ってもいいの?』
小寺 信良／著 汐文社 2021.12
- ・『2 学校編 やさしくわかるデジタル時代の著作権 ～運動会・文化祭・部活など。学校での著作権がわかる!』
山本光・松下孝太郎／著 技術評論社 2019.8
- ・『はじめよう学校図書館 8 増補改訂版 気になる著作権Q&A』 森田 盛行／著
全国学校図書館協議会 2019.2
- ・『学校図書館の著作権問題Q&A』 日本図書館協会著作権委員会／編著 日本図書館協会 2006.10

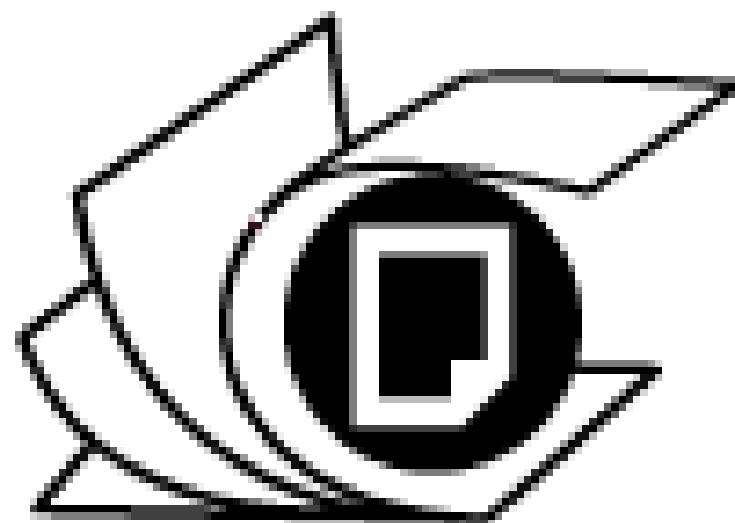
〈参考文献〉

- ・著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）
https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048/#Mp-Ch_2-Se_3-Ss_5-At_35
- ・改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）
https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf
- ・「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」の初等中等教育における特別活動に関する追補版
https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishintsuiho_20211109.pdf
- ・文化庁「令和6年度著作権テキスト」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94089201_01.pdf
- ・文化庁「学校における教育活動と著作権 令和5年度改訂版」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf

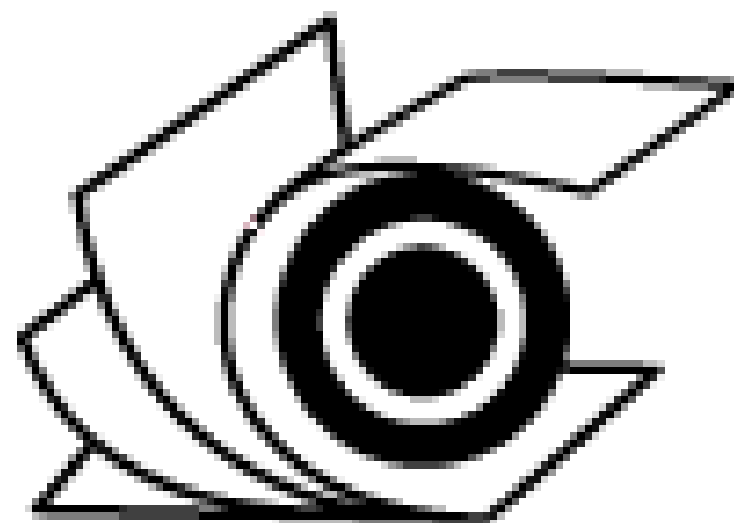
〈参考文献〉

- ・公益社団法人著作権情報センター（CRIC）「学校教育と著作権 ケーススタディ著作権 第1集」
<https://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/doc/cs01.pdf>
- ・文化庁「著作権に関する教材・講習会」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>
- ・日本児童文芸家協会「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」
<https://jidoubungei.jp/cn9/guideline.html>
- ・児童書出版者・著作者懇談会の手引き「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」
<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/all.pdf>
- ・「版元ドットコム」 <https://www.hanmoto.com>
- ・インターネットの無料地図サービス「Open Street Map」 <https://openstreetmap.jp/>

※（参考）自由利用マーク



コピーOK



障害者OK



学校教育OK